

## 教育プラン（WEB完結型）（1/2）

2023年7月3日現在

1. 商 品 名	教育プラン（WEB完結型）
2. ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方</p> <p>(1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方</p> <p>(2) お申込時年齢が満18歳以上で、安定した収入のある方</p> <p>(3) 学生でない方</p> <p>(4) 当金庫において、犯罪収益移転防止法上の本人確認が完了している方</p> <p>(5) 当金庫に普通預金口座をお持ちの方</p> <p>(6) 保証会社の保証を受けられる方</p> <p>(7) 運転免許証またはパスポートをお持ちの方</p>
3. お 使 い み ち	<p>お申込人ご本人、またはお申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金で、お支払先へお振込みが可能なもの<sup>※</sup></p> <p>(注) お支払先が複数ある場合は、融資実行日にすべてのお支払先へ資金をお振込みいただくことが条件となります</p> <p>①就学する学校等への1年分の納付金 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるものです ※「納付金」には、寄付金、学校債、入学金を含みます</p> <p>②就学にかかる1年分の付帯費用（100万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、向こう1年分の教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等をさします</p> <p>③お申込人が上記①または②を用途として当金庫からお借り入れしたローンの借換資金（但し、①・②を用途とする新規借入との同時申込に限ります） ※しんきん教育カードローンは除きます</p>
4. ご 融 資 限 度 額	1,000万円以内（1万円単位）
5. ご 利 用 期 間	3ヵ月以上16年以内（1ヵ月単位）
6. ご 融 資 利 率	<p>変動金利 年1.45%</p> <p>※毎年4月1日および10月1日の当金庫新長期プライムレートを基準とし、年2回見直しします</p>
7. お 持 ち 頂 く 書 類	<p>(1) 本人確認資料 運転免許証またはパスポート（所持人記入欄のあるもの）</p> <p>(2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります</p> <p>(3) 資金用途確認資料（注文書、見積書、請求書等） (例)・入学案内パンフレット（個人宛発行のもの） ・ 入学金等納付通知書      ・ 授業料納付通知書 ・ 下宿先の賃貸契約書      ・ 受験料納付通知書      等</p>
8. ご 返 済 方 法	<p>毎月元利均等返済</p> <p>・ ボーナス時増額返済のお取扱いも可能です ※ボーナス時増額の返済はご融資金の50%以内とさせていただきます ※ボーナス時増額の返済月は、6月・12月、7月・1月、8月・2月のいずれかの組み合わせのみのお取扱いとさせていただきます</p> <p>・ 約定返済日は、6日・16日・26日に限らせていただきます ※元金据置（卒業予定月まで）のお取扱いも可能です。その場合は、お申込の際に当金庫ファイナンスセンター（0120-120-034）へご連絡ください。</p>

## 教育プラン（WEB完結型）（2/2）

9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保証人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
11. 担保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) ローン実行手数料330円 (2) 保証料は必要ありません（金利に含まれております）
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他	お申込内容によっては、ご来店いただく場合もございますので、ご了承ください。